

「佐久市犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和4年7月8日（金）から令和4年8月8日（月）まで

(2) 案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所本庁市民ホール、人権同和課窓口、各支所窓口に掲載用として設置

(3) 意見募集方法

ア 郵送

イ 電子メール

ウ ファックス

エ 直接持参（人権同和課又は各支所総務税務係窓口）

オ ながの電子申請サービス

2 意見募集の結果

(1) 提出された意見 2名 8件

(2) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

No	意見要旨	市の考え方
1	被害者は何も悪くないのに好奇の目にさらされ、謂れのない中傷を受けがちであることを、市の広報等で定期的に伝えていくことも大切ではと思う。	周囲の無理解や配慮に欠けた言動により、被害者が精神的苦痛を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を社会で孤立させることがないようにするため、広報、啓発、教育により市民等の理解の増進を図りたいと考えています。
2	犯罪被害者となった際の生活状況に応じた柔軟で長期の対応を望む。	犯罪被害者等への支援は、受けた被害や置かれている状況に応じ、必要な支援を迅速に途切れることなく行ってまいりたいと考えています。
3	一方的な判断は更に傷つけることを知っていただきたい。	行政の一方的な判断ではなく、犯罪被害者等の声を聴き、寄り添った支援となるよう努めていきたいと考えています。
4	小学校にスクールカウンセラーの依頼をしたが、何故か一度も行われることはなかった。このような学校の体制も整えていただきたい。	<p>子どもが事件事故に巻き込まれた際は、被害を受けたお子さんをはじめ、ご兄弟ご姉妹のお子さんに対しても、その状況に応じた心の支援の対応をしてみたいと考えております。</p> <p>スクールカウンセラーについては、佐久市教育委員会が行う支援との連携を図る中で、県へ派遣要請を行い、犯罪被害にあった児童生徒や保護者に対し心のケアに努めていきたいと考えています。</p>
5	事件後は裁判の準備で警察や検察との面会、弁護士との打ち合わせなど大変時間が必要となる。裁判の中で事件の詳細を知り悲しみが増して生活が精一杯である。判決にも納得できず時間とともに悲しみや憎しみが襲ってきた。こうした状況下での子育ては本当に大変だった。犯罪被害者家族に未就学児がいる場合、無	現状においては、ご家庭の状況に応じ、既存の保育サービスの情報を提供する中でご利用いただくこととしています。今後、こうした保育サービスのご利用に際し、犯罪被害者等の負担軽減につながるような支援を検討します。

	<p>条件で保育園通園の許可をして頂くなど、保育の協力や子育てに関する手助けが必要だと思う。</p>	
6	<p>裁判中や心情によっては、他者に詳細を打ち明け難い場合も考えられ、手続き等はより簡略化したものを望む。</p>	<p>犯罪被害者等に心理的、時間的に負担をかけないよう、犯罪被害者等の状況に応じて必要となる手続きや支援をできる限りまとめてご案内していくことを考えています。</p>
7	<p>長期休職や加害者から損害賠償金が払われる見込みがないこと、裁判に弁護士費用がかかることなど、金銭的に大変だった。状況に応じた金銭面での支援があると大変助かる。</p>	<p>犯罪被害者等のさまざまな経済的負担の増大を軽減するため、支援金の支給を検討します。</p>
8	<p>子どもの事故直後に学校の教職員に飲酒運転事故があり愕然とした。学校行事に行くことができなかったが、修学旅行や中学入学などの重要な詳細を知らされなかった。当時の校長が子どもに対し事故のことを話すことがあり、大変心を痛めた。子どもが安心した生活を送るために教育に関わる方々の在り方も考えていただき、配慮が必要だと思う。</p>	<p>子どもが犯罪被害を受けた場合に備え、日頃から子どもたちに犯罪被害者等の置かれる状況や支援の必要性を教育、啓発することはもとより、まずは教職員が理解を深めることが重要であると考えています。教職員を対象にした人権教育研修などの機会をとらえ、教育委員会及び学校関係者の犯罪被害者等への関わり方について資質の向上に努めてまいりたいと考えています。</p>